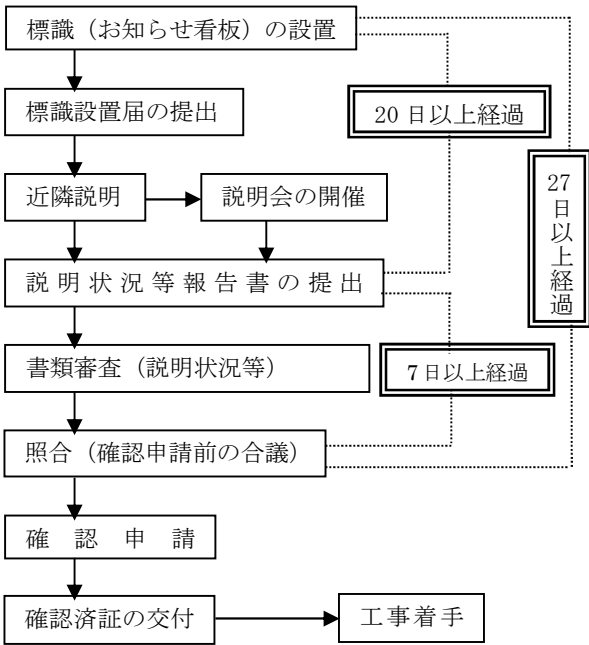


〔18〕 中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例

中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整並びに共同住宅型集合建築物の建築の計画等に関し必要な事項を定めることにより、良好な近隣関係を保持するとともに、健全で快適な居住環境の保全及び形成に資することを目的としています。具体的には、建築場所の用途地域・計画建築物の高さに応じて、事前に建築計画を表示した標識を現地に設置し、近隣の関係者に対し説明をすることなどを定めています。

① 中高層建築物の手続きフロー



適用対象となる建築物

	地域又は区域	建築物
①	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域	(1) 軒高7mを超える建築物 (2) 地階を除く階数が3以上の建築物
②	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 近隣商業地域(③に掲げるものを除く) 準工業地域 用途地域の指定のない区域	(1) 高さ10mを超える建築物 (2) 地階を除く階数が4以上の建築物
③	近隣商業地域(容積率400%) 商業地域(容積率400%で 防火地域に定められていないもの)	(1) 高さ15mを超える建築物 (2) 高さ10mを超える建築物、又は地階を除く階数が4以上の建築物のうち、冬至日の真太陽時による午前9時から午後3時までの間において、①又は②左欄に掲げる地域又は区域内に法による測定面に日影を生じさせるもの
④	商業地域(③に掲げるものを除く) 工業地域	(1) ③右欄(1)に掲げる建築物 (2) ③右欄(2)に掲げる建築物
⑤	工業専用地域	③右欄(2)に掲げる建築物

② 共同住宅型集合建築物について

1) 適用対象

階数が2以上で10戸以上の共同住宅

2) 審査内容

駐車場・駐輪場・ゴミ集積場・管理などに関する事項についての審査

3) 建築計画書の提出は、確認申請の7日前まで

詳しくはこちらをご覧ください。

名古屋市 中高層条例について

検索

「名古屋市:名古屋市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整等に関する条例」
(<https://www.city.nagoya.jp/shisei/jourei/1034913/1007944/1044398.html>)